

令和3年第2回（6月）定例会一般質問議事録抜粋

中津市議会議員 大塚正俊



件名	質問要旨
1. 真の地方創生を実現するために	①第1次まち・ひと・しごと総合戦略の検証
	②地方創生の目指すものは何だったのか、
	③地方創生を実現するために
2. 学校のルールづくりに児童、生徒の参画を	①校則(学校の決まり)の見直し
	②学校のルールづくりに子ども達の参画を
3. 学校施設の充実に向けて	①北部小学校の体育館はなぜ狭い
	②ランチルームや多目的室の設置目的と教育的効果
	③小学校の35人以下学級化で不足する教室の数及び対応方針
	④学校間格差の解消

1. 真の地方創生を実現するために

平成26（2014）年にスタートした「地方創生」。令和の新時代に入り、昨年度から第2期の取り組みが始まりました。地方創生は内閣官房の「まち・ひと・しごと創生本部」のホームページでは、「人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して設立されました」と明記されています。この観点から、地方創生のゴール地点は「人口減少を克服」し、「地域経済を活性化」するための取り組みと考えるべきです。

（1）第1次まち・ひと・しごと総合戦略の検証

①そこで、昨年10月に検証した第1期総合戦略の重要業績評価指標（KPI）の状況と総括について伺います。

【総合政策課答弁】

第1期総合戦略の取組みにつきましては、第2期総合戦略の冒頭において総括していますので、読み上げて答弁に代えさせていただきます。

第1期総合戦略では、5つの柱の基本方針に沿って具体的な取組を進め、156項目のうち146項目の事業が「実施済み」又は「実施中」となりました（実施率93.6%）。実施に至らなかった事業については、事業に必要な有資格人材や実施主体の不在等により事業化の見通しが立たなかったことなどが要因であり、事業の実施方法などの見直しが必要です。

また、9割以上の事業を実施した成果として、重要業績成果指標（KPI: Key Performance Indicator）も6割の項目でおおむね「達成」できました。一方で、達成に及ばなかった項目については、達成度が大きく下回る状況にあり、事業の実施方法がKPIに対して効果的であったか、KPIの設定値が適切であったか、さらに、KPIの内容や測定方法が適切であったかなどの検証が必要です。

第1期総合戦略全体としては、戦略に基づく事業をほぼ実施し、KPIの半数以上が達成、

あるいは数値の改善が見られたことに鑑みると、一定程度の成果があったと評価できるものの、全国的な潮流である人口減少・少子高齢化は加速し、人口・経済の過度な東京一極集中が継続していることから、引き続き「地方創生」に取り組んでいく必要があります。

②次に、市全域、旧市町村別人口の推移や出生数に関する検証結果と総括を伺います。

【総合政策課答弁】

市全域の人口につきましては、平成 27 年 10 月、第 1 期総合戦略と同時に策定した中津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて推計を行っています。

この人口ビジョンでは、平成 22 年の国勢調査の実績値を基にして、国立社会保障・人口問題研究所や大分県の推計値を参考に、市の総合計画や総合戦略などによる施策の成果の積み上げとして現れる社会増などを加味して推計しています。

第 1 期総合戦略の取り組み成果としての人口の推移を検証するには、人口ビジョンの推計人口と令和 2 年の国勢調査の実績値との比較を行うこととなりますが、国勢調査の実績値（確定値）が出ていないため、検証は行っていません。

なお、旧市町村別人口の推移や出生数については、人口ビジョンに含まれないため、検証を行う予定はありません。

(2) 地方創生の目指すものは何だったのか、

地方創生は、その目的が人口政策なのか、産業政策なのか、何を目的にしたものなのか、まったくあやふやなものになってしまっています。地方の産業づくりは、地方創生の論理としては人口問題解消のための手段であるはずなのに、経済政策が過剰に強調されたことで、地方の産業づくりこそが地方創生の目標だという雰囲気さえなっています。

①資料 1 の人口、資料 2 の 14 歳以下人口の推移と推計をご覧ください。旧中津の人口はほぼ一定ですが、それ以外は減少傾向に歯止めがかかっていません。

そこで、中津市や旧市町村ごとの人口、14 歳以下人口の推移と将来推計をどのように受け止めるのか、伺います。

【総合政策課答弁】

中山間地域の過疎や、少子化の進む現状を反映した一つの推計だと考えます。

②あらためてお伺いしますが、第 1 期戦略で取り組んできた人口や出生数の減少を低減するための施策とその効果について伺います。

【総合政策課答弁】

人口や出生数の減少を低減するための施策についてですが、人が暮らしていくために必要なことは、まず、そこでの雇用・経済的基盤があること、安全・安心な生活が送れること、そして、子どもを産み育てやすい環境が整っていることなど、様々な施策によって実現されるものと考えています。

子育て環境の充実に関する施策について申し上げますと、子育て世帯の経済的負担の軽

減、子どもを預けるサービスの充実、親子が集える公園や屋内施設の整備などを行いました。

(3) 地方創生を実現するために

島根県中山間地域研究センターの人口推計プログラムによる私の推計によれば、中津市全体の人口は、合併以降緩やかな減少傾向にありましたが、今後は減少傾向が加速化してきます。

この要因は、**資料 3** の 5 年間ににおけるコンフォート変化率「どの年代が転出超過となっているか」で、70 代以降は死亡等によるものでどうしようもありませんが、特に 20～24 歳の女性の転出超過、0～19 歳の転出超過、出生数の減少です。一方、2016 年度以降、20～39 歳男性の転入超過は、企業誘致等の成果だと言えます。

今後は、ダイレクトに人口増加につながる 20～29 歳女性を増やすための施策や出生数を増やす施策を重点的に取り組む必要があると考えます。

①そこで、コールセンター、化粧品・医薬品・食品会社、バイオ植物工場、各種研究所など、比較的女性が多く働く業種の企業誘致を進めるべきと考えますが如何ですか。

【企業誘致・港湾課答弁】

市として、近年の中津市の人口動態をみて、女性の雇用促進が図れる企業の誘致が必要との観点から、昨年 9 月に企業立地助成金制度を改正のうえ、女性の雇用促進のインセンティブとなる『女性活躍支援設備に対する助成』など新たなメニューを追加し、誘致に努めているところです。

たとえば、昨年 11 月に増設し操業開始した歯科技工業の(有)サンエイデンタルは従業員 73 名中 46 名が女性です。

今後も、県と連携し、様々なネットワークを活用しながら、市東京事務所を窓口にも新規企業への訪問活動など誘致セールスを進め、多くの女性が活躍できる企業の誘致に取り組めます。

②また、転出先として多い北九州や博多は、中津から通勤可能なエリアです。そこで、電車通勤者への月極め駐車料金の助成や定期券の補助等の支援をすべきと考えますが如何ですか。

【総合政策課答弁】

市外通勤者の通勤費用等に対する助成につきましては、他市で実施している例があります。九州内では、多くが九州新幹線の停車駅のある自治体であり、短時間で遠方への通勤が可能になったことによるものと考えられます。一方、九州新幹線沿線でない佐賀市では、アンケート結果などから「効果が薄い」として、昨年度末で新規の受付を終了しています。

この助成による移住・定住の効果については、主な勤務地や通勤に要する時間などと併せて、慎重な見極めが必要であると考えます。

一方で、中津市の雇用状況については、昨年度、市が行った中小企業アンケートでは、約 4 割の事業者が人員不足と回答しています。前回（平成 30 年度）の調査結果の約 5 割

と比較すると改善したものの、依然として人材を求めている事業者は多く、毎年市が開催する企業面接会へは多くの事業者に参加いただいているところです。

このため、企業誘致や女性起業家支援などにより市内での雇用の場を確保するとともに、地場事業者の技術力向上への支援、中小企業へ各種給付金や余暇活動等の福利厚生を支援する大分県北部勤労者福祉サービスセンターによる事業を推進し、地場事業者の魅力向上にも取り組んでいます。

以上から、市としましては、市内での起業や就業を後押しし、子育て支援策の一層の強化や生活課題に応じた施策をきめ細かに行うとともに、空き家バンクや改修補助、チームによる相談体制などのサポートをしっかりと行うことにより、移住・定住に繋げてまいりたいと考えています。

③次に、田園回帰 1%戦略の取り組みです。

旧下毛地域の人口減少は合併以降加速化しています。資料 4 の山国町の人口・小学生増加シミュレーションをご覧ください。

人口の 1%の U I ターンを受け入れることで、人口や子どもの数の減少が一定程度低減するというものです。

支所単位に、人口の 1%の移住等の受入の目標設定を行うとともに、受入地域（自治会）への移住受入協力金等の支給を検討すべきと考えますが、如何ですか。

【地域振興・広聴課答弁】

各支所単位で移住受け入れの目標設定について、中津市の人口ビジョンの中では、長期的にみて人口減少のトレンドにあることは変わらず、人口減少幅を最小限に抑えつつ、中津市における「地方創生」の実現を目指すこととしています。

また、第 5 次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」におきまして、移住・定住に向けての環境整備の成果指標として、支所単位ではありませんが、移住支援制度を利用した市外から旧下毛地域への移住者数の目標値を 284 人と設定をしています。

総合計画では H29 年度からの 10 年間で 150 人の市外からの移住者を目標としています。H29 年度から R2 年度までの市外からの移住者は三光支所が 10 世帯 19 人、本耶馬溪支所が 9 世帯 16 人、耶馬溪支所が 17 世帯 34 人、山国支所が 10 世帯 19 人、計 41 世帯 81 人となっており、4 年間で目標の 5 割を上回るペースとなっています。

このように支所ごとに目標数を設定するなどの支所間競争に結び付く目標設定ではなく、旧下毛地域全体としての目標設定を行っており、移住を希望する方の立場に立った支援を行うことで、一人でも多くの方に旧下毛地域へ来ていただけるよう取り組みを進めています。

また、移住受入協力金の支給について、支所毎に移住を推進している地元住民の方や実際の移住者、地域おこし協力隊、困りごとサポーター、担当職員等で構成する「移住支援なかつ」による移住者支援サポート活動を H28 年度より行っており、移住者支援にかかる現地案内等の費用について、行政が実費負担する仕組みを設けています。今後もこうしたソフト的な支援を行っていきますが、協力金という形は現時点では予定をしておりません。

④資料 5 の女性人口、出生数、婚姻数の推移をご覧ください。15～49 歳女性人口の減少に連動して出生数が激減しています。婚姻数と出生数には正の相関関係があります。

これまで、国の調査によると完結出生児童数（初婚同士のカップルが最終的に持つ子どもの数）は、これまでの 30 年間、約 2 人となっています。ニッセイ基礎研究所の天野さんは、「出生数の減少は、婚姻数、特に初婚同士の婚姻数の大幅減少によって引き起こされている」また、「男性の初婚年齢が高いと子どもの数も減少する」と指摘しています。

また、日本の生涯未婚（50 歳時点婚歴なし）率は、1985 年の男女約 5%から 2015 年男性 24.2%、女性 14.9%と急激に増加しています。（大分県では男性 21.87%、女性 14.21%）

そこで、コロナの終息後には、生涯未婚率の低減に向けた 20 代前半の若者を対象とした出会いの場づくりを積極的に実施すべきと考えますが如何ですか。

【地域振興・広聴課答弁】

中津市では、「結婚したいが異性と知り合う機会がない」という未婚者の声に応え、平成 20 年度から婚活支援事業として、出会いの場づくり事業に取り組んでおり、平成 28 年度から市内の団体や事業者と共催で婚活イベントを開催しています。

具体的には、商工会議所や銀行等と共催で開催し、平成 28 年度からの実績では、18 回の実施で男女合わせて延べ 731 名に参加いただき、92 組のカップルが成立しました。カップルの成立割合は、参加者の 25.2%となっています。

また、この婚活イベントで知り合い、結婚して中津市に住むカップルに対して、結婚祝いとして 5 万円分の商品券を贈呈しています。実績としましては、平成 28 年度に 2 組、平成 29 年度に 1 組、平成 30 年度に 1 組、令和 2 年度に 2 組の合計 6 組です。

市にとっては、他団体と協働でイベントを実施することで幅広く参加者を募集することができ、主催する団体にとっても市が共催者であるということで参加者の安心感が得られるというメリットがあり、出会いの場づくりにおいて効果があるため、今後も継続して実施したいと考えております。

これまで実施してきたイベントでは、20 代前半（20～24 歳）の参加者は、全体の 6.6%となっており、一定の参加をいただいております。

市としては、このような参加者の状況を鑑み、20 代前半の若者への支援に限らず、男女が互いに生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚できるように支援をしていきたいと考えております。

⑤新婚家庭に対する住宅家賃補助制度の充実

先日、結婚する親と同居している若者から、「新居のアパート家賃の負担が重い」との相談を受けました。公務員や一部の企業では、雇用主による家賃補助が行われていますが、多くの企業で家賃補助制度がなくなっています。

今年度より、過疎地域内に居住した新婚家庭には家賃補助が創設されましたが、旧中津市内は対象外です。婚姻数の減少は旧中津市内も同様です。結婚しやすい環境づくりに向けて、対象範囲を広げるべきと考えますが如何ですか。

【地域振興・広聴課答弁】

令和3年度に「中津市結婚新生活支援事業補助金」を創設しました。この補助金は、少子高齢化が著しい旧下毛地域への過疎対策の一つとして、結婚に伴う生活拠点に旧下毛地域を選択していただくために、新生活に必要なコストの一部を支援するものです。

具体的には、一定の所得・年齢制限のもと、旧下毛地域を新生活の場とする新婚世帯を対象に新居の家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料、引っ越し費用等の実費について、30万円を上限に補助します。

このように過疎地域での少子高齢化に対する施策として実施しており、現在旧中津市内での実施予定はありません。

婚姻数の減少は、日本全国の問題であり、中津市においても同様です。この課題を解決するためには、金銭的な面より、個々人の考え方や生き方に対する対策・アプローチが重要だと考えております。

2. 学校のルールづくりに児童、生徒の参画を

2017年、大阪府立高校の生徒が、地毛の黒染めを強要されたとして提訴したのを契機に、全国的に校則に対する問題意識が広がりました。最近では、頭髪や下着の色を規制するなど、プライバシーや人権にかかわる不合理な校則（ブラック校則）が問題化しています。

（1）校則（学校の決まり）の見直し

①そこで、市教育委員会から2017年以降、各学校に校則見直しを求める通知の発出は行ったのか、また、委員会で議論はあったのか伺います。

【学校教育課答弁】

平成22年3月に文部科学省より示された「生徒指導提要」によれば、校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として各学校において定められており、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

中津市におきましては、学校の決まりについては、それぞれの学校が主体性を持って取り組んでいます。

以前は生徒手帳などがありましたが、現在では明文化し生徒及び保護者へ伝えられているものは、各校における「入学のしおり」です。

「入学のしおり」に記載している学校の決まりは、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の実態に応じて必要かつ合理的な範囲で定めています。また学校の決まりに基づき、具体的にどのような手段を用いて指導を行うかについても各学校で適切に判断しているものです。

ニュース等で報じられてきた、教育的指導における裁量の範囲を逸脱したと捉えられかねないような校則については、担当課内の会議の中で取り上げ、中津市における当該事例の有無について情報共有を図っております。

ご質問にあった校則見直しの通知に関しては、2017年度以降に各学校に発出した記録はございません。

また、教育委員会で、議題として取り上げたことはありませんが、委員の皆さんとは都

度意見交換をしています。

②今回の一般質問を行うに当たり、各中学校の校則の提出を求めましたが、手元に届いたのはそれから1ヶ月後でした。教育委員会が社会問題化している校則を把握していなかった理由について伺います。

【学校教育課答弁】

先ほどご答弁した通り、学校の決まりについては、それぞれの学校が主体性を持って取り組んでいることであり、教育委員会が管理するものではなく、学校との調整等に時間を要したため提出が遅れました。

③熊本市教育委員会では、今年3月、市立小中学校の管理運営に関する規則の改正を行いました。「校則は必要かつ合理的な範囲内であること」「校則の制定・改廃に教職員、児童生徒、保護者が参画すること」「校則を公表すること」の3点を定めています。あわせて、これらの見直しを各学校で実施する際のガイドラインも制定しました。

熊本市教育委員会の「校則・生徒指導の在り方の見直しに関するガイドライン」の「イ 必要かつ合理的な範囲内で制定されることについて」にある、『i 生まれ持った性質に対して許可が必要な規定、ii 男女の区別により、性の多様性を尊重できていない規定、iii 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定、iv 合理的な理由を説明できない規定や、人によって恣意的に解釈されるようなあいまいな規定』に照らしたときに、市内中学校の校則の中には見直しをすべき内容があるかと考えるが如何か。

【学校教育課答弁】

教育委員会と致しましては、学校の裁量の範囲内のものと捉えていますが、時代の変化や価値観の変化によって、学校判断によって適宜見直しを行っていくものと考えます。

そのうえで、保護者や生徒に学校の決まりについて、その意味を十分に伝えることが大切です。

受け手に与える印象に違いを持たせる言葉などについては、見直しの必要があると考えます。

教育委員会としても、校長会議、生徒指導担当者会議等の場で、適宜見直しを図るよう積極的に呼び掛けていきたいと考えます。

④中津市立学校管理規則には、校則、その他の学校規程を制定することができる根拠条文は見当たりません。大分県立学校管理規則第33条には学校規程の制定が条文化されています。熊本市教育委員会の例により、必要な条文を追加すべきと考えますが如何ですか。

【学校教育課答弁】

校則（学校のきまり）については、校長裁量の中で運営されるべきものと捉えているため、中津市学校管理規則に条文を追加せずとも、各校において適切に見直しを図られるものと考えております。

先ほども申しあげました通り、校長会議等の場で、適宜見直しを図るよう積極的に呼び掛けていきたいと考えます。

(2) 学校のルールづくりに子ども達の参画を

①2017年以降に校則の見直しをした中学校数を伺います。

【学校教育課答弁】

2017年度以降に校則の見直しを行った学校は、10校中9校です。その内、毎年見直しを行っている学校は6校あります。

②直近に校則を改正した学校の見直しプロセスはどうだったのか伺います。

【学校教育課答弁】

校則(学校のきまり)について、生徒自身が話し合う機会を持った学校は8校あります。話し合いのプロセスとしては、生徒総会や各学級の代表者で構成される中央委員会での話し合いなど、各校の実態に応じて取り組んでおります。

直近の例では、靴下の色を白から黒・紺・グレーに修正した学校があります。

その意思決定プロセスですが、まず、全学級で要望についての賛否を議論し、その後、中央委員会に諮り、生徒総会で審議し、生徒会要望として議決します。当該要望事項を職員会議で審議・決定、そして、生徒総会にて通知する手順としています。

こうしたことは、ほとんどの学校で行われています。

③中学校ごとに校則の内容にアンバラが生じています。そこで、生徒会が集う校則に関する情報交換会を実施、情報の共有をすべきと考えますが、その実施状況を伺います。

【学校教育課答弁】

各中学校生徒会が集う学校のきまりに関する情報交換会は、時間や移動方法、移動に係る経費の問題もあり、これまで実施されたことはありませんでしたが、令和2年度より市内の中学校生徒会を中心としたオンラインでの情報交換会(通称:SOEM(ソエム))を立ち上げ、昨年度は各中学校の生徒会の取組について情報交換を行いました。

学校のきまりについても、今後SOEMの中での議題になる可能性もあると考えております。

④制服は校則の中の重要な項目の一つです。押し付けられた制服とならないよう、制服の見直しに生徒が積極的に参画し、決定に関与する仕掛けづくりが必要と考えます。そこで、標準服のあり方に関する検討委員会における生徒の参画はどのように確保するのか。

【学校教育課答弁】

言うまでもなく、市内中学校における標準服の見直しについては、こどもを中心に置いた考え方から出発したものです。

既に小学校 6 年生、中学校 1・2 年生及び保護者へ意識調査のためのアンケートを実施したところです。今後においても、モデル服の展示、投票などで子ども達の意見を反映することとしています。

これからも「標準服のあり方に関する検討会」の中で、子ども達の意見を生かすよう議論してまいりたいと考えております。

⑤文部科学省は、校則について「児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針」として、「学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。」としています。

一方、校則の見直しにあたっては、その目的を達成するためのガイドラインを教育委員会が示す必要があると考えます。

そこで、熊本市教育委員会の「i 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築、ii 必要かつ合理的な範囲内で制定されること、iii 校則の公表」を包括した市独自のガイドラインを策定すべきと考えますが、如何ですか。

【学校教育課答弁】

現在も市内中学校においては、子ども達が、生徒総会や中央委員会等の中で主体的に学校のきまりの見直しに関わっており、自治能力の育成を図る指導が同時に行われていると捉えております。

そのようなことから、現時点では学校のきまりの見直しに関する市独自のガイドラインについて策定の予定はありませんが、適宜好事例等を紹介するなど、適切な見直しを促してまいります。

(まとめ) 現在の校則には問題があつて、HP に掲載できるような内容ではありません。教育委員会、各学校には、HP でも公表できる校則づくりが必要と考えます。また、自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的として、生徒が主体となった校則のあり方の見直しをさらに進めることを求めます。

3. 学校施設の充実に向けて

昨年、放課後児童クラブの小学校内の余裕教室の活用に向けて、市内 21 校の現地調査をさせていただきました。その際、体育館の広さやランチルーム、多目的室の有無など、学校間の格差が大きいことを知りました。そこで、今回、学校施設の充実にについて、執行部の考え方を質していきたいと思ひます。

(1) 北部小学校の体育館はなぜ狭い

①最初に、体育館のアリーナの広さの問題です。資料 6 をご覧ください。児童一人当たり面積が 1 m²以下の小学校は、北部小学校（広さ 466 m²、児童数 501 人、一人当たり面積 0.93

m²)、大幡小 (広さ 580 m²、児童数 689 人、一人当たり面積 0.84 m²)、沖代小 (広さ 569 m²、児童数 588 人、一人当たり面積 0.97 m²)、一番広いのが南部小で広さ 718 m²、児童数 121 人、一人当たり面積 5.93 m²となっています。体育館のアリーナ面積の基準と差異がある理由について伺います。

【教育総務課答弁】

文部科学省は、教室及び屋外運上場については面積要件を設けていますが、屋内運動場のアリーナ面積に関しまして、児童数に応じ何平方メートルといった整備基準は設けておりません。

現在、屋内運動場の建て替えを計画する場合、市教委では、限られた学校敷地の範囲内で最も面積を必要とするバスケットボールの必要面積を勘案しつつ、学校の意見も取り入れながら設計をしています。小学校の場合では、ミニバスケットボールとなります。

北部小学校の屋内運動場が狭いというご指摘ですが、建設年度が昭和 43 年度と古く、当時の教育上の観点におけるアリーナ必要面積に関する考え方や学校敷地面積・形状などの中で規模が決定したと考えます。

学校間で差異がある理由については、今言いましたように、建設年時や教育上の観点、学校敷地面積・形状などにより同一の面積となっていないものです。

②そこで、今後の体育館増改築計画について伺います。

【教育総務課答弁】

中津市学校施設長寿命化計画にも示していますが、今後は、建替えから長寿命化改良による建物の長寿命化中心に切り替え、予防保全による部位改修を併用した整備を行います。

また、施設の劣化状況等によっては、建替えも視野に入れた整備を検討することとしています。

(2) ランチルームや多目的室の設置目的と教育的効果

①次に、ランチルームが設置されているのは市内 21 校中 10 校、多目的室は 13 校となっています。これらの設置目的と教育的効果について伺います。

【学校教育課答弁】

ランチルームについては、給食準備の効率化と児童生徒の交流を深めることを目的に設置しています。同学年間または全校での交流の場として現在も活用されており、豊かな人間関係を育む場として役立っています。

また、準備、会食、片付けなど一連の「給食指導」や献立を教材として用いた「食に関する指導」といった食育の面でも、学級担任と栄養教諭の連携が図りやすく、学校全体で統一した取組を行うことが容易となります。

そのほかにも、給食以外の時間には、広いスペースを活用したグループでの活動などにも利用しています。

続いて、多目的室は、集会などの大人数での教育活動を充実させることを目的に設置し

ています。学年や全校での発表活動や広いスペースを必要とする学習活動を行う際に役立っており、部活動などにも利用しています。

②そこで、今後の整備計画について伺います。

【教育総務課答弁】

中津市学校施設長寿命化計画に基づく施設整備に取り組む中で、ランチルームや多目的室の設置についても考えてまいります。

(3) 小学校の35人以下学級化で不足する教室の数及び対応方針

①義務教育標準法が改正され、小学校の学級編成基準が段階的に35人に引き下げられることになりました。令和7年4月にはすべての学年が35人学級となります。そこで、令和8年4月における不足する学校の普通教室の数について伺います。

【学校教育課答弁】

現段階においては、令和8年4月における不足する学校の普通教室数は、北部小学校で1教室が不足すると見込まれます。

②現行の1年生と同様に30人以下学級となった場合の不足する学校の普通教室の数について伺います。

【学校教育課答弁】

現段階においては、仮定の話として30人学級となった場合の不足する学校の普通教室数は、6つの小学校（北部小学校1教室、小楠小学校2教室、鶴居小学校1教室、如水小学校1教室、秣小学校1教室、深水小学校1教室）で7教室不足すると見込まれます。

③先ほどの普通教室の不足数には、現在の特別支援として使用している普通教室が含まれているので、それを除くと35人以下学級で不足するのは北部小2クラス、鶴居小2クラス、30人以下学級では北部小3クラス、鶴居小2クラスとなります。そこで、不足となる北部小と鶴居小学校の普通教室の確保はどうするのか。

【教育総務課答弁】

現在、すべての学年が35人学級となっても余裕教室等の活用により、教室の不足は生じないと見込んでいます。

今後も児童数の推移を注視しつつ、将来にわたり、不足教室が継続的に生じることが想定される場合には、今後の学校運営、レイアウト、国の制度や方針、現有施設の有効活用など総合的に勘案して、学校現場とよく協議しながら対応したいと考えております。

(4) 学校間格差の解消

①今年3月に策定された「学校施設長寿命化計画」では、鉄筋コンクリート造の学校施設の

目標耐用年数を 65 年から 80 年に見直しています。

北部小学校は、南校舎を除いた校舎、体育館、プールの築年数が 51～58 年となっています。これまで指摘してきたように、体育館は狭い、教室は今後も不足、ランチルームや多目的室がない、すし詰め状態の職員室、休憩室がない等の現状を改善しなければ、耐用年数を 80 年とすると約 30 年間も手狭な環境の中で、学校教育が継続することとなります。

このような学校環境を改善するため、学校敷地の狭い北部小学校では、校舎等の配置のあり方を再検討したうえで、リニューアルをすべきと考えますが如何ですか。

【教育総務課答弁】

既存施設を有効活用しながら、学校の実情や施設の劣化状況に応じた整備を行っていきます。

(まとめ) 令和 7 年度までの学校施設長寿命化計画には北部小学校の増改築は計画されていないようです。これまで述べてきたように市内の小学校の中で、北部小学校の施設整備状況は最悪です。

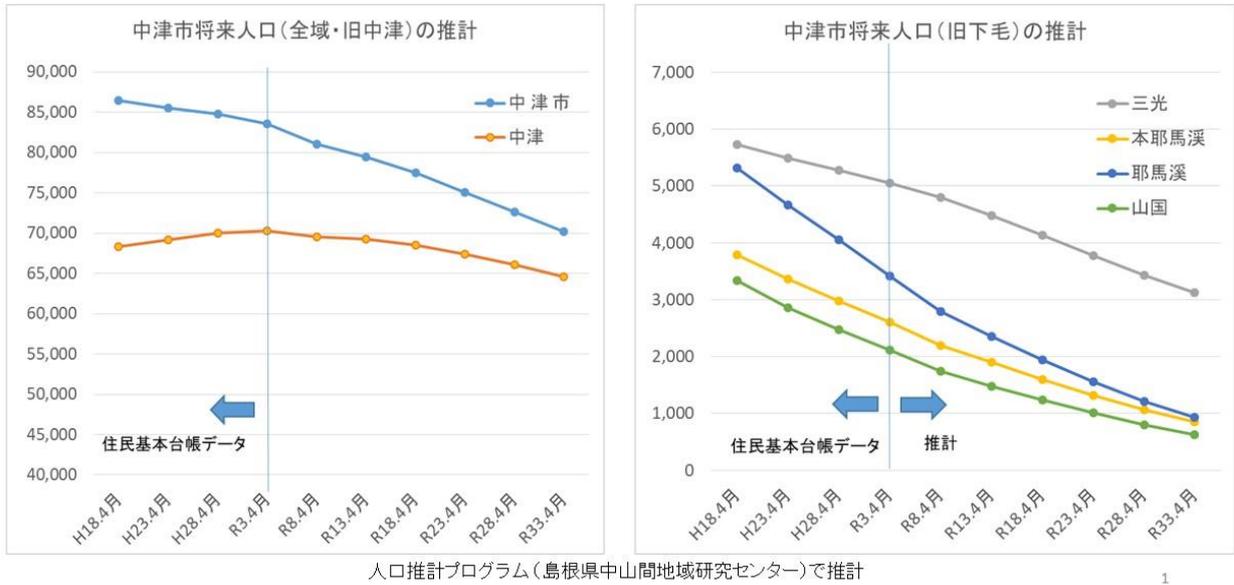
また、文部科学省は、「学校の耐震工事は、ほぼ完了したため、今後、水害への備えを充実させる必要がある」としています。浸水想定区域内にもある北部小学校の現状も踏まえ、早期の整備を強く求めて、一般質問を終わります。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日中津市議会が公表するものでご確認ください。

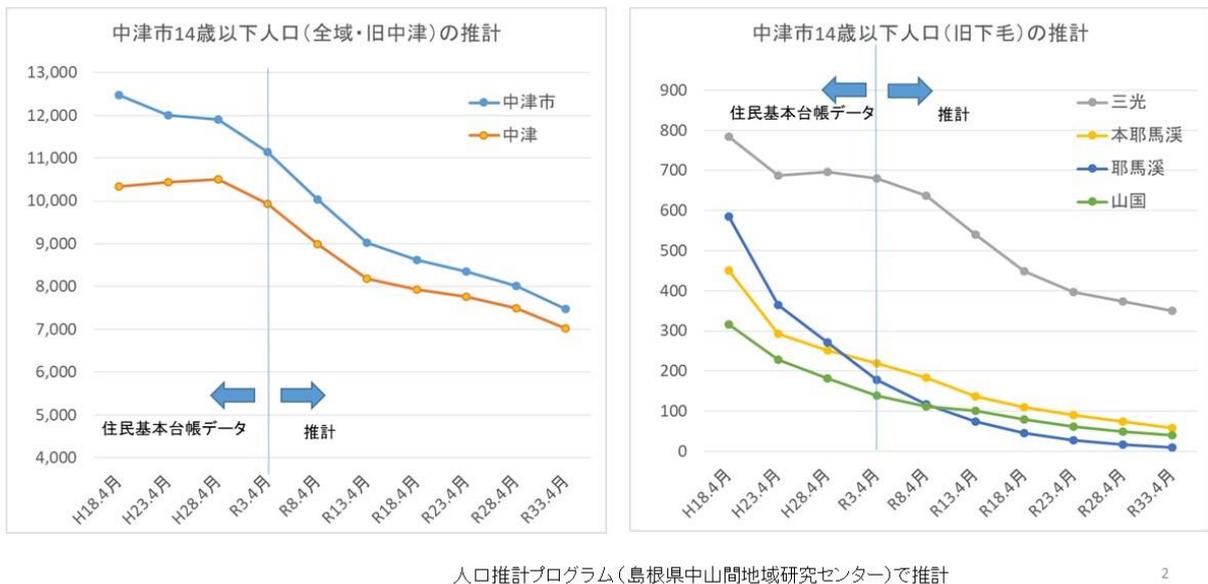
【参考資料】

1. 中津市、旧市町村ごとの人口の推移と推計(中津市住民基本台帳データR3.4.1現在)

令和3年6月議会一般質問用資料 大塚正俊作成

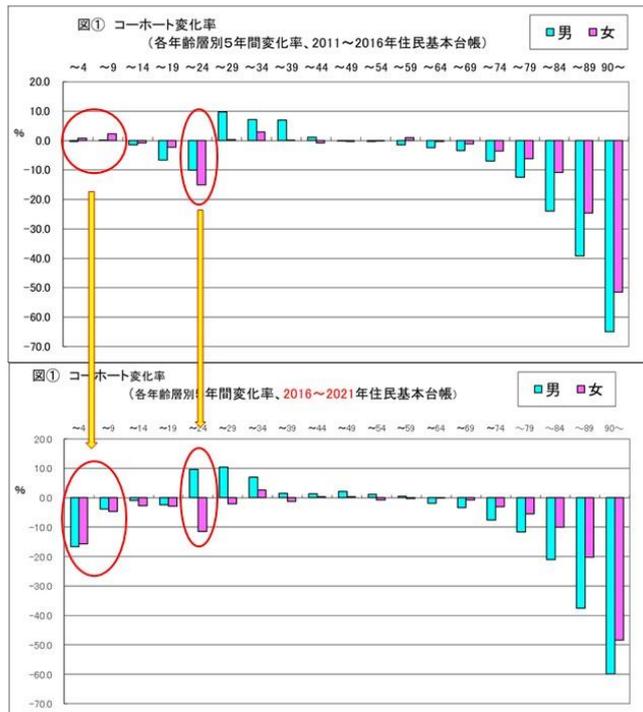


2. 14歳以下人口の推移と推計(中津市住民基本台帳データR3.4.1現在)



3. どの年代が転出超過になっているか

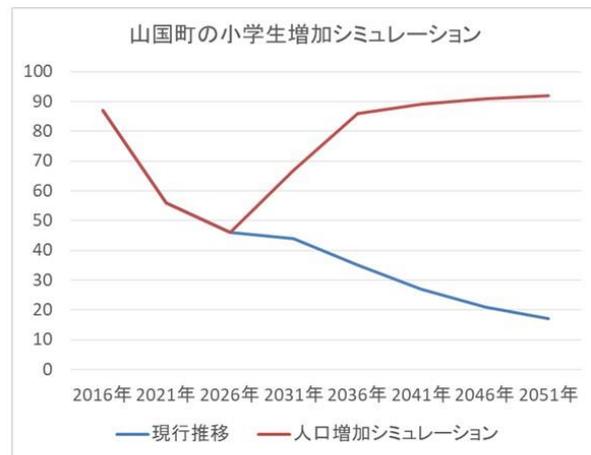
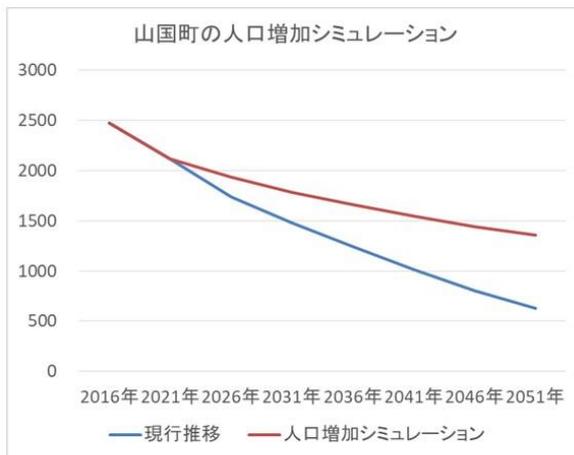
人口推計プログラム(島根県中山間地域研究センター)で作成



3

4. 田園回帰1%戦略

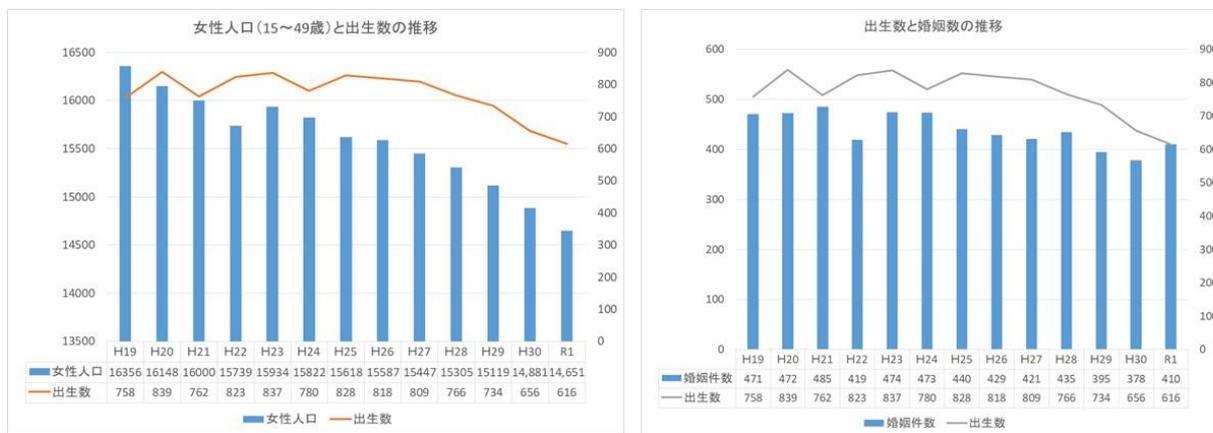
- ① 毎年4組の30歳前半夫婦が4歳以下の子供を連れてU・Iターン
- ② 毎年4組の20代前半夫婦がU・Iターン
- ③ 毎年2組の60代前半夫婦(定年退職者)がU・Iターン



人口推計プログラム(島根県中山間地域研究センター)で推計

4

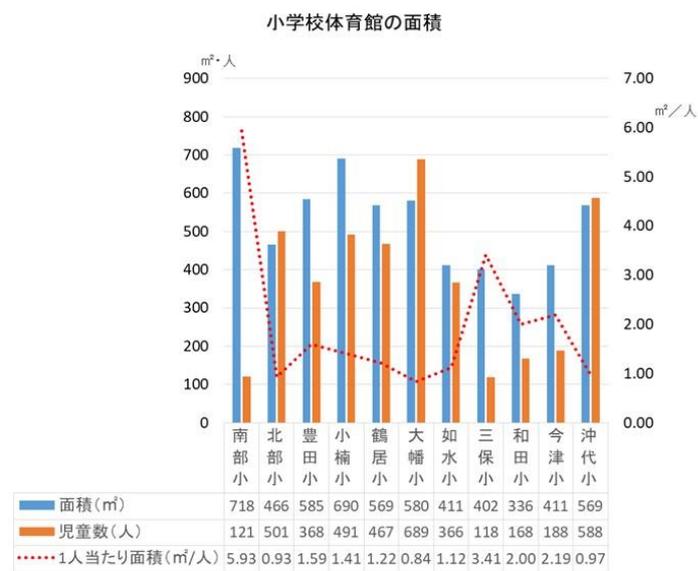
5. 女性人口、出生数、婚姻数の推移



(厚生労働省 人口動態統計より作成)

6. 小学校施設の整備格差

小・中学校ランチルーム及び多目的室一覧 2021.5.1現在 中津市教育委員会データより



	ランチルーム	多目的室・ホール	備考
南部小	無	無	
北部小	無	無	
豊田小	有	無	
小桶小	無	有	
鶴居小	無	有	
大幡小	無	有	マルチスペース及びワークスペース(教室前)
如水小	無	無	
三保小	無	無	
和田小	有	有	
今津小	無	有	
沖代小	有	有	
真坂小	無	有	ワークスペース(教室前)
山口小	有	有	多目的ホール(教室前)
株小	有	有	ワークスペース(教室前)
深水小	有	有	ワークスペース(教室前)
磯田小	有	有	
上津小	有	有	
城井小	有	無	
下郷小	無	無	
津民小	無	無	
三郷小	有	有	
計	10/21	13/21	